

# ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に係る事務処理要綱

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この要綱は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年6月22日法律第65号。以下「法」という。)、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令(平成13年6月22日政令第215号)及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則(平成13年6月22日環境省令第23号。以下「規則」という。)に基づく保管等の届出、届出書の公表、その他法に定めるもののほか適正な事務を執行するために必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) PCB廃棄物 廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物をいう。
- (2) 高濃度PCB廃棄物 法第2条第2項に規定するPCB廃棄物をいう。
- (3) 高濃度PCB使用製品 法第2条第4項に規定するPCBを含む製品(電気事業法に規定する電気工作物を除く)をいう。
- (4) 保管事業者 その事業活動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者をいう。
- (5) 所有事業者 高濃度PCB使用製品を所有する事業者をいう。
- (6) 事業者等 保管事業者、所有事業者及びPCB廃棄物を処分する者をいう。

### (保管等の届出)

第3条 保管事業者及びPCB廃棄物を処分する者は、法第8条第1項の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関する届出を行うときは、規則第9条に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書(様式第一号。以下「保管等届出書」という。)に規則第9条第2項及び第4項に規定する産業廃棄物管理票に関わる書類、及び同条第2項第3号の規定により市長が必要と認める書類(以下「添付書類」という。)を添えて、毎年6月30日までに、正本1部及び副本1部を市長に提出するものとする。

ただし、保管事業者及びPCB廃棄物を処分する者が保管等届出書及び添付書類(以下「保管等届出書等」という。)の控えを必要とする場合は、正本1部及び副本2部を提出するものとする。

なお、本市電子申請システムを利用して提出する場合は、書面での提出は省略する。

2 保管事業者及びPCB廃棄物を処分する者は、法第15条において読み替えて準用する法第8条第1項の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関する届出を行うときは、規則第20条に規定する保管等届出書に規則第20条第2項、第4項及び、同条第2項第3号に規定する添付書類を添えて、毎年6月30日までに、正本1部及び副本1部を市長に提出するものとする。

ただし、保管事業者及びPCB廃棄物を処分する者が保管等届出書等の控えを必要とする場合は、正本1部及び副本2部を提出するものとする。

なお、本市電子申請システムを利用して提出する場合は、書面での提出は省略する。

3 所有事業者は、法第19条において読み替えて準用する法第8条第1項の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込みに関する届出を行うときは、規則第27条に規定する保管等届出書に同条第2項の規定により市長が必要と認める添付書類を添えて、

毎年6月30日までに、正本1部及び副本1部を市長に提出するものとする。

ただし、所有事業者が保管等届出書等の控えを必要とする場合は、正本1部及び副本2部を提出するものとする。

なお、本市電子申請システムを利用して提出する場合は、書面での提出は省略する。

- 4 保管等届出書は、前年度、保管等届出書等の届出のあった事業者等及び調査等によりPCB廃棄物を保管並びにPCB使用製品を所有していることが判明した事業者等に対し、あらかじめ様式を送付し、提出を促すものとする。
- 5 市長は、第1項から第3項までの規定による保管等届出書等を提出しない事業者等に対し、当該書類の提出を督促するものとする。

(保管事業場等の変更)

第4条 事業者等は、PCB廃棄物を保管する事業場の変更(高濃度PCB廃棄物にあつては規則第10条第1項第1号に適合する場合に限る)及び高濃度PCB使用製品の所在する事業場の変更をしようとするときは、あらかじめ、PCB廃棄物等の保管の場所等の移動計画書(要綱様式第1号。以下「移動計画書」という。)に次項に定める書類(以下「添付書類」という。)を添えて正本1部を市長に提出するものとする。

ただし、事業者等が移動計画書及び添付書類(以下「移動計画書等」という。)の控えを必要とする場合は、正本1部及び副本1部を提出するものとする。

なお、本市電子申請システムを利用して提出する場合は、書面での提出は省略する。

- 2 前項の移動計画書には次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 移動経路を記載した地図(移動経路は赤で示すこと)
  - (2) 緊急連絡体制を記載した書類
  - (3) 保管場所の構造を明らかにする図面等
- 3 第1項の届出は、移動計画書に記載されている内容が同一事業者間の移動である場合を除き認めてはならない。ただし、承継又は譲受け及び譲渡しに伴って移動する場合は、この限りではない。
- 4 事業者等は、第1項の移動計画書等の提出後、記載した移動後の事業場の名称及び所在地又は移動するPCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品に変更が生じる場合は、変更後の内容について、再度第1項の規定による提出を行うこととする。
- 5 前項において、変更しようとする項目が移動後の所在地である場合、変更前の移動計画書等の写しのほか、変更後の内容について第2項に規定された書類も添付すること。
- 6 事業者等は、第1項及び第4項に基づきPCB廃棄物を保管する事業場及び高濃度PCB使用製品の所在する事業場を変更したときは、規則第10条第2項、第11条、第21条及び第28条に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管の場所等の変更届出書(様式第二号。以下「変更届出書」という。)に移動後の保管場所を示した図面(以下「添付書類」という。)を添えて正本1部を川崎市長に届け出なければならない。

ただし、事業者等が変更届出書及び添付書類の控えを必要とする場合は、正本1部及び副本2部を提出するものとする。

なお、本市電子申請システムを利用して提出する場合は、書面での提出は省略する。

- 7 前項の届出書に記載した移動先が他の自治体である場合は、その自治体に提出した変更届出書の写し(受付印のあるものに限る)を添付すること。

(保管等届出書等の公表)

第5条 保管等届出書等の公表は、川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課での縦覧に供し、

又はインターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 2 縦覧による公表期間は、前年度における保管及び処分状況等について、当該年度の11月1日から翌年10月31日までとする。
- 3 縦覧による公表時間は、市役所開庁日の午前9時から午後5時までとする。ただし、午前12時から午後1時までを除く。
- 4 規則第12条の規定により、縦覧による保管等の状況の公表書類(以下「公表書類」という。)は、保管等届出書等の副本とする。

(公表方法等)

第6条 縦覧による保管等の状況の公表方法は、開架式とする。

- 2 縦覧をしようとする者は、書類管理の必要上、縦覧者確認簿(要綱様式第2号)に必要事項を記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第7条 保管等の状況の縦覧者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 公表書類を公表場所から持ち出さないこと。
  - (2) 公表書類を汚損し、又は破損しないこと。
  - (3) 他の縦覧者に迷惑をかけること。
  - (4) 酒気を帯びていないこと。
  - (5) 職員の指示があった場合は、これに従うこと。
- 2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止させ、又は禁止することができる。

(公表書類の複写及び貸出し)

第8条 公表書類の複写又は写真撮影等は、縦覧者が持参した携帯複写機若しくは写真機等を使用するとき又は庁舎内の有料複写サービスを利用するときに限り認める。

- 2 保管等届出書等の貸出しは認めない。ただし、庁舎内の有料複写サービスを利用する場合は、当該複写に要する時間内に限り貸出しを認める。

(公表書類の順序)

第9条 市長は、事業場ごとに事業場番号を付し、公表書類を事業場番号順に綴じ込むものとする。

- 2 市長は、PCB廃棄物保管事業場及びPCB使用製品所在事業場一覧表(要綱様式第3号)を作成し、公表場所に常備するものとする。

(公表期間を終了した書類の取扱い)

第10条 市長は、公表期間終了後の保管等届出書等を5年間保存するものとする。

- 2 公表期間終了後の保管等届出書等について閲覧をしようとする者は、川崎市情報公開条例(平成13年川崎市条例第1号)第7条第1項に基づく開示請求をしなければならない。

(処分等終了の届出)

第11条 保管事業者は、法第10条第2項の規定による届出を行うときは、規則第13条に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出書(様式第四号。以下「終了届出書」という。)により、正本1部を市長に提出するものとする。

ただし、保管事業者が終了届出書の控えを必要とする場合は、正本1部及び副本1部を提出するものとする。

なお、本市電子申請システムを利用して提出する場合は、書面での提出は省略する。

- 2 保管事業者は、法第15条において読み替えて準用する法第10条第2項の規定による届出を行うときは、規則第13条に規定する終了届出書により、正本1部を市長に提出するものとする。

ただし、保管事業者が終了届出書の控えを必要とする場合は、正本1部及び副本1部を提出するものとする。

なお、本市電子申請システムを利用して提出する場合は、書面での提出は省略する。

- 3 所有事業者は、法第19条において読み替えて準用する法第10条第2項の規定による届出を行うときは、規則第13条に規定する終了届出書により、正本1部を市長に提出するものとする。

ただし、所有事業者が終了届出書の控えを必要とする場合は、正本1部及び副本1部を提出するものとする。

なお、本市電子申請システムを利用して提出する場合は、書面での提出は省略する。

(特例処分期限日に関する届出)

- 第12条 保管事業者は、法第10条第3項第2号の規定による届出を行うときは、規則第14条に規定する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出書（様式第五号。以下「特例処分期限日に関する届出書」という。）により、正本1部を市長に提出するものとする。

ただし、保管事業者が特例処分期限日に関する届出書の控えを必要とする場合は、正本1部及び副本1部を提出するものとする。

なお、本市電子申請システムを利用して提出する場合は、書面での提出は省略する。

- 2 所有事業者は、法第18条第2項第2号の規定による届出を行うときは、規則第32条に規定する特例処分期限日に関する届出書により、正本1部を市長に提出するものとする。

ただし、所有事業者が特例処分期限日に関する届出書の控えを必要とする場合は、正本1部及び副本1部を提出するものとする。

なお、本市電子申請システムを利用して提出する場合は、書面での提出は省略する。

(特例処分期限日に係る届出事項の変更に関する届出)

- 第13条 保管事業者は、法第10条第4項の規定による変更の届出を行うときは、規則第17条に規定する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出事項の変更届出書（様式第六号。以下「特例処分期限日に関する変更届出書」という。）により、正本1部を市長に提出するものとする。

ただし、保管事業者が特例処分期限日に関する変更届出書の控えを必要とする場合は、正本1部及び副本1部を提出するものとする。

なお、本市電子申請システムを利用して提出する場合は、書面での提出は省略する。

- 2 所有事業者は、法第19条において読み替えて準用する法第10条第4項の規定による変更の届出を行うときは、規則第34条に規定する特例処分期限日に関する変更届出書により、正本1部を市長に提出するものとする。

ただし、所有事業者が特例処分期限日に関する変更届出書の控えを必要とする場合は、正本1部及び副本1部を提出するものとする。

なお、本市電子申請システムを利用して提出する場合は、書面での提出は省略する。

(承継の届出)

第14条 保管事業者は、法第16条第2項に規定する承継の届出を行うときは、規則第25条に規定する承継届出書(様式第七号)に第3項に定める書類(以下「承継届出書等」という。)を添えて、正本1部を市長に提出しなければならない。

ただし、保管事業者が承継届出書等の控えを必要とする場合は、正本1部及び副本1部を提出するものとする。

なお、本市電子申請システムを利用して提出する場合は、書面での提出は省略する。

2 所有事業者は、法19条において読み替えて準用する法第16条第2項の規定による承継の届出を行うときは、規則第35条に規定する承継届出書等により、正本1部を市長に提出しなければならない。

ただし、所有事業者が承継届出書等の控えを必要とする場合は、正本1部及び副本1部を提出するものとする。

なお、本市電子申請システムを利用して提出する場合は、書面での提出は省略する。

3 第1項又は前項に規定する書類は、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める書類とする。

相続	1 被相続人との続柄を証する書類 2 相続人の住民票の写し 3 相続人に法定代理人があるときは、その法定代理人の住民票の写し
合併又は分割	1 合併契約書又は分割契約書の写し 2 合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により業者の保管するPCB廃棄物(所有する高濃度PCB使用製品)に係る事業の全部を承継した法人の定款及び登記事項証明書

(譲受け及び譲渡しの届出)

第15条 規則第26条に規定するPCB廃棄物及び第36条に規定する高濃度PCB使用製品の譲受け及び譲渡しをしようとするときは、譲受けをしようとする者があらかじめ、譲受け計画書(要綱様式第4号)に第2項から第4項までに掲げる必要な書類(以下「添付書類」という。)を添えて、正本1部を市長に提出しなければならない。

ただし、事業者等が譲受け計画書及び添付書類(以下、「譲受け計画書等」という。)の控えを必要とする場合は、正本1部及び副本1部を提出するものとする。

なお、本市電子申請システムを利用して提出する場合は、書面での提出は省略する。

2 規則第26条第1項第1号から第4号までに規定する添付書類は、譲受け及び譲渡しに係る契約書等とする。

3 規則第26条第1項第5号に規定する添付書類は、試運転計画書及び譲受けに係る契約書等とする。

ただし、試運転に係る譲受けは中間貯蔵・環境安全事業株式会社及び事業者等が試験的に処理するために譲受けをする場合であって、必要な量に限る。

4 規則第26条第1項第6号に規定する添付書類は、譲受け及び譲渡ししようとする事業者の登記事項証明書又は住民票及び譲受けに係る契約書等とする。

5 第1項に規定する譲受け計画書等に基づき譲受けた者は、規則第26条第2項及び第36条に規定する譲受け届出書(様式第八号)に次項に定める書類(以下「添付書類」という。)を添えて、正本1部を市長に提出しなければならない。

ただし、事業者等が譲受け届出書及び添付書類の控えを必要とする場合は、正本1部及

び副本1部を提出するものとする。

なお、本市電子申請システムを利用して提出する場合は、書面での提出は省略する。

- 6 前項に規定する添付書類は、PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の写真、保管の場所及び所在の場所の写真、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第7条の5の規定による掲示板（廃棄物の譲受けに限る）の写真その他市長が必要と認める書類とする。
- 7 保管の場所又は所在の場所の移動が伴う場合は、第4条の適用を受けるものとする。

（その他の変更の届出）

第16条 事業者等は、次の各号に該当する場合は、その都度、PCB廃棄物等届出状況変更報告書(要綱様式第5号)の正本1部を市長に提出しなければならない。

ただし、事業者等がPCB廃棄物等届出状況変更報告書の控えを必要とする場合は、正本1部及び副本1部を提出するものとする。

なお、本市電子申請システムを利用して提出する場合は、書面での提出は省略する。

- 一 事業者等の名称を変更したとき
  - 二 PCB廃棄物又は高濃度PCB使用製品でないことが判明したとき
  - 三 その他市長が必要と認めたとき。
- 2 前項第二号に係る届出においては、PCB廃棄物又は高濃度PCB使用製品でないことを証する書類(製造事業者が証した書類、検査結果報告書等)及びその他市長が必要と認めた書類を添付すること。

（指導及び助言）

第17条 市長は、保管事業者及び所有事業者に対し、PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の確実かつ適正な処理の実施を確保するために必要な指導及び助言をするものとする。

（証明書の有効期間）

第18条 規則第38条に規定する証明書(様式第九号)の有効期間は、交付の日から3年を超えない範囲とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

（廃止）

第2条 この要綱施行の日から、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に係る事務処理要綱」(平成18年9月29日制定、18川環廃第729号局長決裁)は、廃止する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

要綱様式第1号（第4条関係）

P C B 廃棄物等の保管の場所等の移動計画書					
					年 月 日
(宛先) 川崎市長					
住所					
氏名					
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)					
電話番号			担当者		
FAX 番号					
<p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に係る事務処理要綱第4条第1項の規定に基づき、(P C B 廃棄物の保管の場所/高濃度P C B 使用製品の所在の場所)を移動したいので、次のとおり移動計画を届け出ます。</p>					
移 動 の 理 由					
移 動 前	事業場の名称		電話番号		
	所在地				
	特別管理産業廃棄物管理責任者/P C B 使用製品に係る事業の管理責任者		職名	氏名	
移 動 後	事業所の名称		電話番号		
	所在地				
	特別管理産業廃棄物管理責任者/P C B 使用製品に係る事業の管理責任者		職名	氏名	
運 搬 予 定 年 月 日			年 月 日		
運 搬 責 任 者			所属 氏名 許可番号 (委託の場合)		
運 搬 車 両					
運 搬 容 器					
移動する (P C B 廃棄物/高濃度P C B 使用製品)					
番号	(廃棄物/製品)の種類	量 (台数又は容器の数、総重量)	(廃棄物/製品)の型式等 (定格容量、製造者名、型式、製造年月、表示記号等)	濃度 区分	参考事項
添付書類					
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運搬経路図 (移動経路は赤で示すこと)</li> <li>2 緊急連絡体制図 (関係行政機関を記載すること)</li> <li>3 保管場所の構造を明らかにする図面等</li> </ol>					

縦覧者確認簿

年月日	時 間	氏 名	住所及び電話番号
	: < :		【住所】  都道 府県 <hr/>  【電話番号】  （            ）            — <hr/>



要綱様式第4号（第15条関係）

譲 受 け 計 画 書					
(宛先) 川崎市長					年 月 日
			住所		
			氏名		
			(法人にあつては名称及び代表者の氏名)		
			電話番号		担当者
			FAX 番号		
<p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に係る事務処理要綱第15条第1項の規定に基づき、(PCB廃棄物/高濃度PCB使用製品)の譲受けをしたいので、次のとおり譲受計画を届け出ます。</p>					
譲 受 け の 理 由					
譲 渡 者	名 称				
	所 在 地		電話番号		
	(保管/所在) 事業場の名称				
	(保管/所在) 事業場の所在地		電話番号		
譲 受 者	名 称				
	所 在 地		電話番号		
	(保管/所在) 事業場の名称				
	(保管/所在) 事業場の所在地		電話番号		
	特別管理産業廃棄物管理責任者/PCB使用製品に係る事業の管理責任者	職名		氏名	
譲 受 け 予 定 年 月 日			年 月 日		
譲受する (PCB廃棄物/高濃度PCB使用製品)					
番号	(廃棄物/製品)の 種類	量 (台数又は容器の 数、総重量)	(廃棄物/製品)の型式等 (定格容量、製造者名、型式、 製造年月、表示記号等)	濃度 区分	参考事項
<p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 譲受けに係る契約書等</li> <li>2 試運転計画書(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則(以下「規則」という)第26条第1項第5号による譲受けの場合)</li> <li>3 譲受者の登記事項証明書又は住民票(規則第26条第1項第6号による譲受けの場合)</li> </ol> <p>※保管場所の移動が伴う場合は、要綱様式第1号(PCB廃棄物移動計画書)の提出も併せて行うこと。</p>					

要綱様式第5号（第16条関係）

PCB廃棄物等届出状況変更報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者

FAX 番号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に係る事務処理要綱第16条第1項の規定に基づき、(PCB廃棄物の保管状況/高濃度PCB使用製品の届出状況)に変更がありましたので、変更内容を報告します。

事業場	名 称	電話番号
	所 在 地	

変更事項及び変更年月日、変更理由等 (変更前の状況も含む)	年 月 日 (変更事項等)
-------------------------------	------------------

PCB廃棄物の保管状況/高濃度PCB使用製品の届出状況

番号	(廃棄物/製品)の種類	量 (台数又は容器の数、総重量)	(廃棄物/製品)の型式等 (定格容量、製造者名、型式、 製造年月、表示記号等)	濃度 区分	参考事項

特別管理産業廃棄物管理責任者/PCB使用製品に係る事業の管理責任者	職 名
	氏 名

添付書類

PCB廃棄物又は高濃度PCB使用製品ではないことを証する書類(第16条第1項第2号による届出の場合)